

職長等監督者の安全衛生教育のご案内

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

職長とは「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」と定められており、労働安全衛生法第 60 条で『事業主は、新たに職長の職務に従事することとなった者、又はこれに準ずるものに対し職長教育を行うことが義務づけられております』。

職長等監督者は安全衛生管理の重要性を深く認識し労働者の安全と健康を守るため、法令規則を十分に理解するとともに、部下を指導、教育、監督する手法研究し快適に働ける職場の実現に努力しなければなりません。

当協会は、事業主にかわり職長等監督者教育を実施することにいたしました。新任の職長又は職長に準ずる方で、職長教育を受けていない方たちを受講させるようご配慮下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 平成 30 年 12 月 10 日 (月) 09 時 25 分～17 時 00 分 (受付開始 09 時 10 分)
平成 30 年 12 月 12 日 (水) 09 時 30 分～17 時 00 分
- 2 会 場 熊谷文化創造館さくらめいと 会議室 2 熊谷市拾六間 111-1 (高崎線籠原駅南口下車)
- 3 募集人員 52 名 (定員に達し次第、締切りとさせていただきます。)
- 4 科 目 第 1 編：職長の役割 参考 1：職長の立場よりみた労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)
第 2 編：職長の職務 参考 2：ゼロ災害全員参加運動と職長の関わり
*上記について実践的内容の詳細を指導する。
- 5 費 用 17,064 円(税込)【受講料 16,200 円、テキスト代 864 円】※本会会員：14,904 円(税込)
※納付いただいた講習費用はお返しいたしません。事前変更申請による許可者の受講は可。
- 6 申込方法 ①FAX 申込：まず申込書に必要事項と口座振込予定日を記入して FAX で申し込み下さい。
FAX 後、必ず電話確認のうえ下記協会宛に講習費用を口座振込みして下さい。
受講票は申込書と振込を確認後に担当者宛に FAX します。当日受付に提示してください。
②持参申込：まず申込書に必要事項と持参予定日を記入して FAX で申し込みください。
FAX 後、必ず電話確認のうえ下記協会事務所に講習費用を持参下さい。
※午前 9 時～午後 4 時 30 分まで受付(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
③申込期限：申込書提出及び講習費用納入いずれも 11 月 30 日 (金) まで。
④申 込 先：(一社) 熊谷地区労働基準協会
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
〒360-0031 熊谷市末広 2-119 ビックストビル1階
⑤振 込 先：埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0455112
(一社) 熊谷地区労働基準協会 宛
- 7 その他 (1) 事務処理上、講習当日の受付はいたしません。(2) テキストは講習当日にお渡しします。
(3) 全科目受講した者には修了証を交付します。欠席、遅刻、早退等は未修了となります。
(4) 昼食は各自でご用意ください。(5) 駐車場 (300 台) は会場に充分ございます。
※ 会場のバイキングレストランを、当日受付申込により特別割引料金 (先着 30 名) で利用できます。

《切り離さずに FAX してください》

職長等監督者の安全衛生教育 申込書

受講 No	氏名 (フリガナ)	生年月日	住 所
		平成・昭和 年 月 日	〒 —

※ 本申込書に記入いただいた個人情報は、講習実施の目的以外に使用しません。

平成 年 月 日

〒 —
所在地：

一般社団法人熊谷地区労働基準協会 長 殿

事業場名：

持参・口座振込/予定月日： 月 日
金額/¥ <u> </u> 締切日：11 月 30 日(金)

連絡部署： Tel () —
担当者名： Fax () —